

内閣総理大臣 野田 佳彦様
経済産業大臣 枝野 幸男様
環境大臣 細野 豪志様

質問書

2012年3月23日

地球救出アクション97、若狭連帯行動ネットワーク、
双葉地方原発反対同盟、奈良脱原発ネットワーク、ヒバク反対キャンペーン

1. 発送電分離など電力制度改革について

(1) 経済産業省は東電に対し、1兆円の公的資金を融資し、その見返りとして3分の2の普通株取得を目指していると考えられますが、経営権が国に移ることに東電は反対しています。日本最大の電力会社である東電の国有化により、発送電分離、送電網の国による管理が実行され、他の電力会社の発送電分離へと進む可能性が大いにあると考えられます。

政府は東電普通株の3分の2を取得し、東電を実質国有化し、原発を止め、東電改革へと進むべきと私たちは考えますが、どうですか。

(2) 電力は部分的に自由化されましたが、PPS等の参入は全体の2%に過ぎず、10の電力会社によるほぼ独占状態が続いています。発送電を分離して地域独占を撤廃し、発電への新規事業者の自由な参入を確保すべきです。

電力会社は、電力の安定供給を理由に反対していますが、経済産業省は発送電分離・発電への自由な参入をどう考えているのですか。

(3) 我が国では地域独占の各電力会社が管内の送電網を整備するという形であったために、地域間関係の送電網の容量が少なく、東日本大震災後の電力供給体制に弊害が生じました。また、電力会社による送電網の独占が発電への新規参入や再生可能エネルギーの大量導入の障害となっています。

公共性の極めて高い送電網については、これを国有化し国が責任を持って管理・整備し、再生可能エネルギーの普及を促進すべきと考えますが、どうですか。

2. 原子力規制改革について

4月に発足予定の「原子力規制庁」は定員485人で、経済産業省から359人、文部科学省から45人、内閣府から69人が出向します。これでは、今までの原発推進から脱原発へ政策転換することができるのか、大いに疑問です。原子力村との利害関係が断ち切れるかどうか疑問が残ります。しかも、環境省内に空き部屋がなく、原子力推進を担う経済産業省の別館で業務を始めるとのことです。建物も人も従来通りでは何も変わらないのではないですか。また、原子力安全対策の財源には電源開発促進税があてられることになっています。果たして、このような「原子力規制庁」で、本当に安全基準の全面改定は可能なのでしょうか。

(1) 斑目春樹原子力安全委員会委員長は2月15日、国会の東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(国会事故調)で参考人として証言し、「今まで発行してきた安全審査指針類にいろいろな意味で瑕疵

があったということは、もうこれははっきりと認めざるを得ないところでございます。例えば、津波に対して十分な記載がなかったとか、あるいは全交流電源喪失ということについては、解説の中に、長時間のそういうものは考えなくてもいいとまで書くなど、明らかな誤りがあったことは認めざるを得ないところで、大変、原子力安全委員会を代表しておわび申し上げたいと思っております。」と発言しています。

内閣府としてはこの発言をどのように受け止めていますか。瑕疵の責任を政府としてどのようにとるつもりですか。原子力安全規制の根幹をなす安全基準が、まちがっていたならば、これまでこの基準で許可をしていた原発を止める指導をすべきではありませんか。

(2)原子炉立地審査指針をはじめとする安全審査指針類について、斑目委員長は「正直申し上げて、全面的な見直しが必要だと思っております。…今度、原子力基本法が改正になれば、その考え方にのっとって全面的な見直しがなされてしかるべきものだ…新規制庁の方で、しっかりとしたものにとつて、今度はバックフィットも法律化をされるというふうに向っていますので、審査をもう一度し直されてしかるべきだ」とも発言しています。安全審査指針類には全面的な見直しが必要であり、安全審査をもう一度やり直すべきです。また、原子炉立地審査指針をはじめとする安全審査指針類には全面的な見直しが必要であり、安全審査をもう一度やり直すべきです。

安全基準の全面的な見直しは行っていますか、またいつまでに完成させる計画ですか。それまで、全ての原発を止め続けるべきではありませんか。

大飯3・4号、伊方3号炉の再稼働は止めるべきではありませんか。

(3)野田政権は脱原子力依存を掲げているにもかかわらず、今国会に上程している原子力基本法改正案においては「原子力の研究・開発及び利用を推進する」との目的を変えてはならず、「発電のための原子力利用からは脱却する」ような趣旨は入っていません。これに関連して、斑目委員長は「指針類の根本的改定も行われると思えますけれども、それに合わない炉は当然廃止していく。」と発言しています。

脱原子力を原子力基本法の目的に明記すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(4)原子力規制庁設置にかかる改正法案では、原発の40年営業運転を認め、例外的に20年延長することもあるとして、60年運転をも認めようとしています。立地当初は国も電力会社も30年で寿命だと地元へ説明してきています。

たとえ改定安全基準を満たした原発でも、運転開始から30年で閉鎖し、寿命延長のための例外規定をなくすべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(5)原子力規制庁は、米国の原子力規制委員会(NRC)のような政府から独立した機関にすべきではありませんか。

(6)100万kW級原発を1年間運転すると広島型原発1000発分の死の灰や超ウラン元素が生み出されます。これらを大量に含む使用済み核燃料には安全な処理処分技術が存在しません。安全な処理処分法がない限り、運転を認めるべきではないと私たちは考えますが、いかがですか。

3、「放射線副読本」と原子力・エネルギー教育支援事業交付金について

(1)「副読本」作成の経過と配付について

「副読本」作成に、原子力推進教育を進めてきた原子力文化振興財団を当てた経緯を明らかにしてください。

「副読本」の作成委員会会長中村尚司氏は、食品中の放射能基準の引き下げに反対の姿勢を鮮明に打ち出した放射線審議会前会長ですが、作成委員会の会長と委員の選任は文科省が行いましたか。あるいは、文科省が承認しましたか。

「副読本」配布の学校名と配布部数を都道府県別、市町村別に公開して下さい。

(2)「副読本」の内容について

福島事故が及ぼした放射能汚染と放射線被曝は日本じゅうの子どもたちが大きい関心を持っていることであり、放射線にさらされている子供たちにとっては命と健康にかかわる重大問題です。放射線副読本にはその点がまったく抜け落ち、むしろ放射線被曝の危険性を隠しています。文科省が作る副読本として不適切ではありませんか。

子どもたちが被曝するのを避け、被曝を減らすことの重要性を書いていないのはなぜですか。文科省は昨年4月、学校屋外での年間目安線量20ミリシーベルトを導入しましたが、8月にはこれを撤回しました。撤回した理由も含めて、副読本で説明するべきではありませんか。

福島から全国に疎開した子どもたちに対する差別やいじめにどう向き合うか「放射線副読本」にも「教師用解説書」にも書かれていません。これは不適切ではありませんか。

放射線の危険性を知り、被曝を避け・減らして命と健康を大事にし、また被災した生徒と助け合い人権を尊重する、子どもたちを育てるという教育の目的に合わず、低線量の被曝は大丈夫だとして原発の維持・延命を正当化するような「副読本」は撤回し、回収すべきではありませんか。

福島事故によって原発を推進してきた国の責任が問われています。福島事故を反省することなく「副読本」によって原発推進教育を行うことは、戦前の軍国主義教育の過ちを繰り返すことではありませんか。

(3)原子力・エネルギー教育支援事業交付金について

原子力・エネルギー教育支援事業交付金は、原資が電源開発促進税からのエネルギー特別会計です。原発立地促進予算で教育を行うことはやめるべきではありませんか。

貴省は、昨年4月28日の各都道府県の教育委員会にあてた事務連絡において、原子力・エネルギー教育支援事業交付金の申請時にその内容を原子力に限定するよう要請しています。経緯を明らかにしてください。

原子力・エネルギー教育支援事業交付金が開始された2002年度以降の業績について、その総額の変遷と、都道府県別の金額と、内容を明らかにしてください。

連絡先：大阪府松原市一津屋4-9-6 稲岡美奈子方 地球救出アクション97